

秦野市が条例違反認識

霊園開発問題 事業者に経営許可

秦野市渋沢の八国見山南面区域での霊園開発問題で、市が墓地を開発する際には所有権を得ることを定めた市墓地条例要領に違反すると認識しながら、業者に墓地経営を許可していたことが分かった。同市議会の露木順三議員（共産）の質問への答弁で明らかになった。

は、2000年の旧厚生省生活衛生局長通知「墓地経営・管理の指針」で「墓地予定地は自己所有が原則」とされ、市条例要領でも許可条件として「土地登記簿原本等を確認のうえ」と明記されている。だが、八国見山の計画地（19・9畝）の土地55筆のほとんどは民間会社が所有しており、市が営業許可を出

市側は「工事を中止させる大前提で許可した」と答弁。工事中止の事態になりかねないことを認識していたことが明らかになった。

これまで霊園開発に反対する住民グループ「渋沢丘陵を考える会」の要望書や質問状への回答では、市側は「所有権が移転登記されていなくても、土地の譲渡契約書の写しや土地権利証預けがあるので社会通念上、登記簿原本と同等で法的に問題

はない」としていた。市議会を傍聴した同会メンバーは「墓地の経営許可の条件が要領で定められているの

に、事業者を後押しするような甘い判断で見切り発車的に許可を出した」と指摘している。

【高橋和夫】